

令和7年11月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

1 豊かな森林の保全に向けた取組みについて

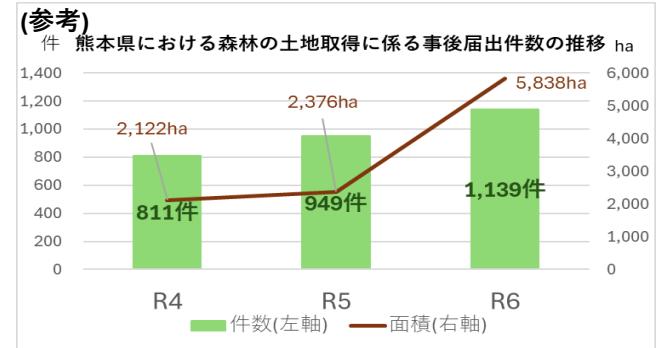
農林水産部

豊かな森林の保全に向けた取組みについて

1 制度導入について

背景

- 森林は、水源の涵養や国土の保全など多面的機能の発揮を通じて県民に多様な恩恵をもたらしている。
- 他都道府県では、森林に関する規制等の認識不足から、森林法に違反する伐採や開発※①が発生しており、本県でも森林の土地取得が増加する中、同様の事案が発生するおそれ。



- 現行の森林の土地取得に係る事後届出制度※②に加えて、県が森林の取引の前に所有者等を把握し、森林に関する規制等を伝達するための「新たな仕組み」（事前届出制度）の創設が必要。
- 土地所有者への届出義務を課すことから「新たな仕組み」は、条例で定める必要。

※①一定規模以上の林地開発を行う際に、事前に知事の許可を得ず森林の伐採を行った事例等。

※②国土利用計画法に基づく事後届出：土地売買等の契約後2週間以内に市町村を通じ県へ届出。土地の計画区分に応じた一定面積以上が対象。

森林法に基づく事後届出：相続を含む土地取得後90日以内に市町村へ届出。面積要件なし。国土利用計画法に基づく届出を行った場合を除く。

(参考) 森林の事前届出制度については、現在、**全国21道府県**において条例を制定。

条例制定の趣旨

- 森林保全の意識醸成に向けた責務の明確化
県、県民、土地所有者等の森林保全の意識を高め、その責務を明確化することにより、森林が有する水源涵養や土砂災害防止などの多面的機能を将来にわたり持続的に発揮させる。
- 土地所有権等の移転等に関する事前届出制度の導入
森林の取引を事前に把握し、森林の保全を図るために必要な事項（森林に関する規制等）について助言する仕組みを創設することにより、不適切な森林開発等の防止を図る。

2 条例の主なポイント（事前届出制度）

土地取引にかかる事前届出の義務化

■届出の内容

- ・ 氏名、住所（売主、買主）
 - ・ 土地の所在、面積
 - ・ 契約の種類（売買、贈与、交換等）
 - ・ 権利の種別及び内容（所有権、地上権等）
 - ・ 売買後の利用目的
 - ・ 契約締結予定日
- など

■届出のスキーム

- ① 県（本庁）が届出者から届出を受理し、内容を確認
- ② 県（本庁）から市町村へ通知（必要に応じ市町村から意見聴取）
- ③ 県（本庁）から届出者等へ森林の保全を図るために必要な事項（森林に関する規制等）について助言

■届出の対象区域

- ・ 森林
(森林法第5条第1項で規定する民有林)

■勧告・公表

- ・ 勧告：届出における虚偽事項の訂正等
- ・ 公表：勧告に従わなかったとき、氏名や勧告の内容等を公表

3 今後のスケジュール（案）

- 県議会への条例案の提案：令和8年2月定例会に提案
- 公布：令和8年2月定例会で議決、閉会後公布
- 運用開始(事前届出)：公布から6ヵ月を超えない範囲で運用開始

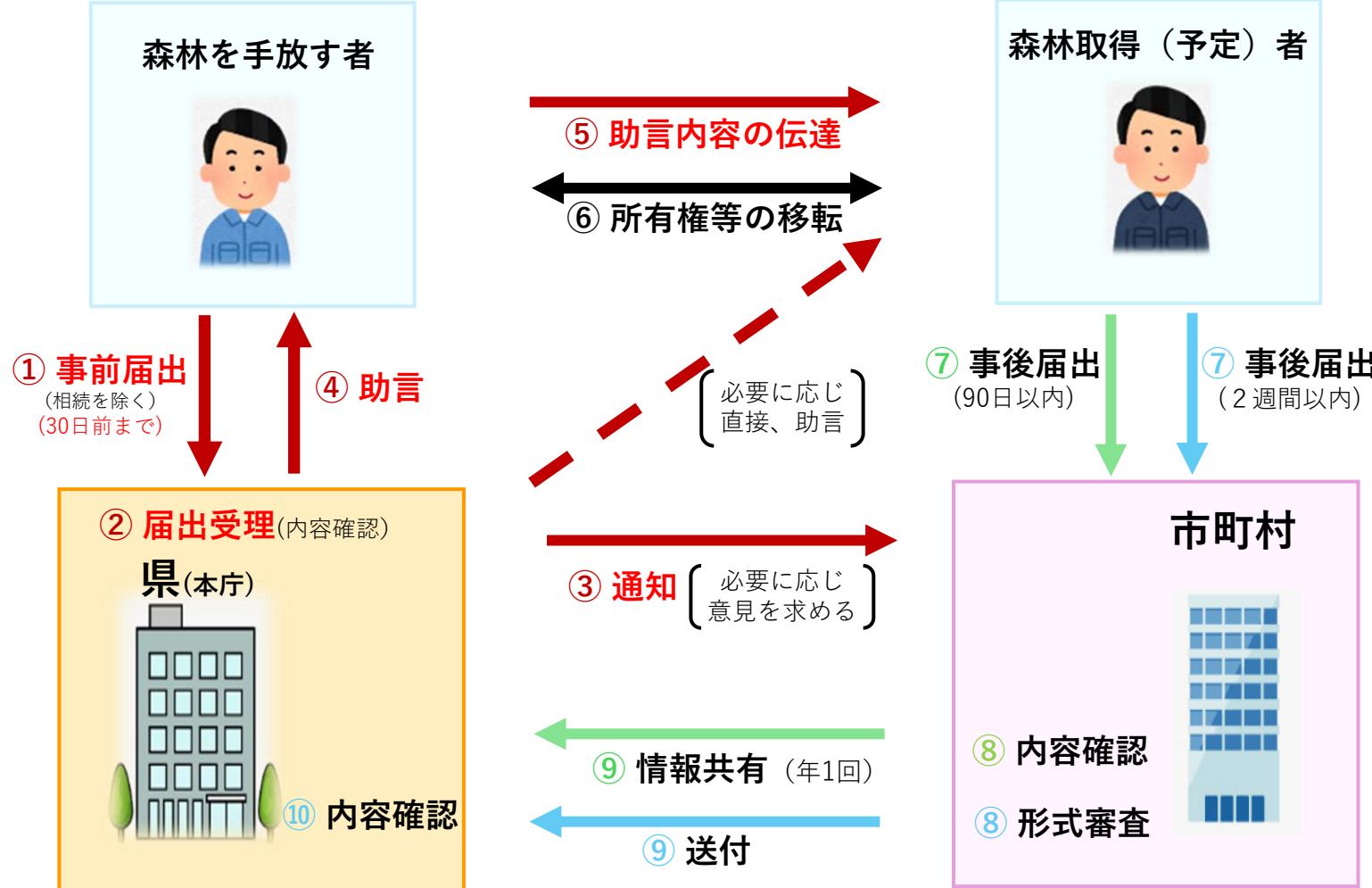
現行の事後届出と追加する事前届出の手続きの流れ

新たな手続き【事前届出】

①～⑤ →

現行【事後届出】

森林法⑦～⑨ → 國土利用計画法⑦～⑩ →



今後は、事後届出制度に新たに事前届出制度を追加し、不適切な森林開発等を防止する。

4 条例（案）

条	項目	内容
第1条	目的	<ul style="list-style-type: none">○ この条例は、森林の有する多面的機能の維持増進に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、森林における土地の所有権等の移転等について必要な事項を定めることにより、本県の豊かな森林を現在および将来にわたって保全し、次の世代に引き継ぐことを目的とする。
第2条	定義	<ul style="list-style-type: none">○ 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。○ 土地所有者等 県内に存する森林の土地についての所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「土地所有権等」という。）を有する者をいう。
第3条	県の責務	<ul style="list-style-type: none">○ 県は、森林の多面的機能を維持するため、市町村、県民及び土地所有者等との連携協力により、森林の保全に関する施策を推進するものとする。
第4条	県民の責務	<ul style="list-style-type: none">○ 県民は、森林の保全に対する理解を深め、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。
第5条	土地所有者等の責務	<ul style="list-style-type: none">○ 土地所有者等は、森林が多面的機能を有することを深く認識し、当該土地所有権等に係る森林の適正な経営管理を行うとともに、県及び市町村が実施する森林の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

条	項目	内容
第6条	市町村との連携等	<p>○ 県は、市町村が実施する森林の保全に関する施策について、市町村と連携協力を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を求めるものとする。</p>
第7条	国との連携等	<p>○ 県は、国と連携協力して森林の保全に関する施策の推進を図るとともに、森林の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。</p>
第8条	土地の所有権等の移転等の届出	<p>○ 土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転又は設定をする契約（規則で定めるものに限る。以下この条及び附則第2項において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積 (3) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容 (4) 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定の後における土地の利用目的 (5) 土地売買等の契約を締結しようとする年月日 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>○ 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。</p> <p>○ 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。</p>

条	項目	内容
第9条	市町村長への通知等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出があったときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。 ○ 知事は、必要があると認めるときは、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。
第10条	報告の徴収、立入調査等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項又は第3項の規定による届出をした者（「届出者」という。）に対し、報告を求めることができる。 ○ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第8条第1項又は第3項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が多面的機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。 ○ 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ○ 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第11条	助言	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地を含む周辺の森林の保全を図るために必要な事項について助言を行うものとする。 ○ 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に当該助言の内容を伝達するものとする。 ○ 知事は、必要があると認めるときは、第1項の届出に係る土地の所有権等の移転若しくは設定を受けようとする者又は移転若しくは設定を受けた者に対して、直接に、同項の事項について助言を行うことができる。

条	項目	内容
第12条	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、次のいずれかに該当すると認める者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第10条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第10条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
第13条	公表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。 ○ 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。
第14条	森林地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村の長その他の者に対して、森林の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。
第15条	市町村の条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が定める森林を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。
第16条	委任	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和 7 年 1 1 月 熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

2 令和 6 年度の野生鳥獣による
農作物の被害状況について

農林水産部

(1) 県全体の農作物の被害状況について

むらづくり課

- 令和6年度の野生鳥獣による農作物被害額は、**6億8,249万円**で前年度より**約1億4,500万円増加**(前年度比+27%)している。(図1、表1)
- 前年度と比べ、**イノシシ、カモ類、ヒヨドリ**による被害額が**約1億5,000万円増加**し、**シカ、サル**などで**約1,600万円減少**している。(図1、表1)
- 鳥獣種別の被害額は、イノシシが全体の約51%、次いでヒヨドリが約12%、カモ類が約10%を占めている。(図2)
- 作物別では、野菜の被害額が全体の約36%、果樹が約35%、米が約24%となっており、前年度と比べ、**野菜、果樹、米の被害額がともに増加**している。(図3)

※本被害額は国公表(確定)後、県HPに掲載します。

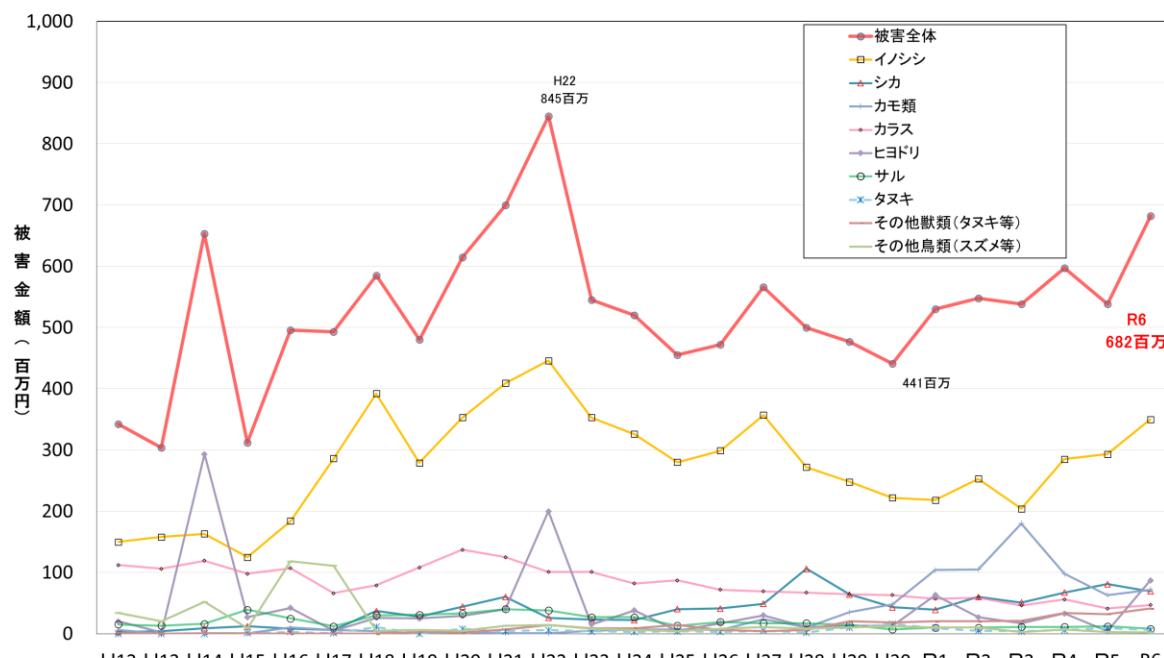


図1 被害額の推移

表1 令和6年度被害額

青文字:減少、赤文字:増加

項目	被害額	対前年度比	前年度からの増減額
全 体	6億8,249万円	127%	約14千5百万円増加
イノシシ	3億4,958万円	119%	約5千7百万円増加
カモ	7,188万円	115%	約9.3百万円増加
ヒヨドリ	8,744万円	2033%	約8千3百万円増加
カラス	4,654万円	113%	約5百万円増加
シカ	6,939万円	86%	約1千1百万円減少
サル	781万円	64%	約4.4百万円減少
タヌキ	627万円	74%	約2.3百万円減少
その他獣類(アナグマ等)	4,117万円	127%	約8.7百万円増加
その他鳥類(パン等)	242万円	86%	約0.4百万円減少

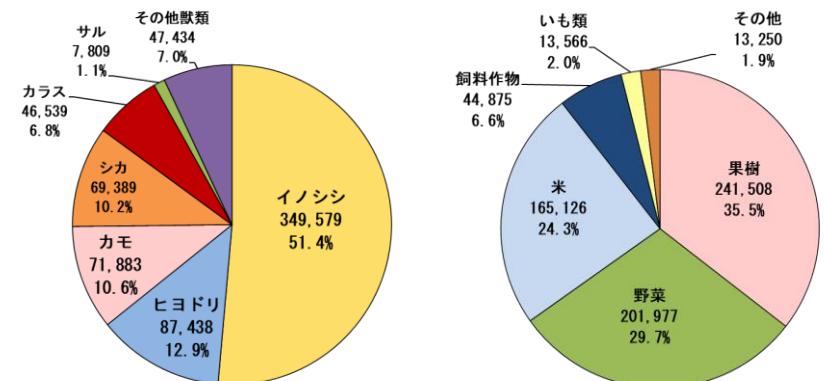


図2 純別被害額(千円)

図3 作物別被害額(千円)

(2) 地域別の被害状況について

- ▶ 地域別では、八代地域の被害額が県全体の約16%を占め、芦北、玉名地域が約12%、宇城地域 が約11%を占めている。
- ▶ 被害額は前年度と比較して、熊本地域以外の10地域で増加した。
- ▶ **八代・芦北地域でヒヨドリの被害額が大きく増加した。また多くの地域でイノシシの被害額が増加した。一方、多くの地域ではシカ、サルの被害額は減少した。**

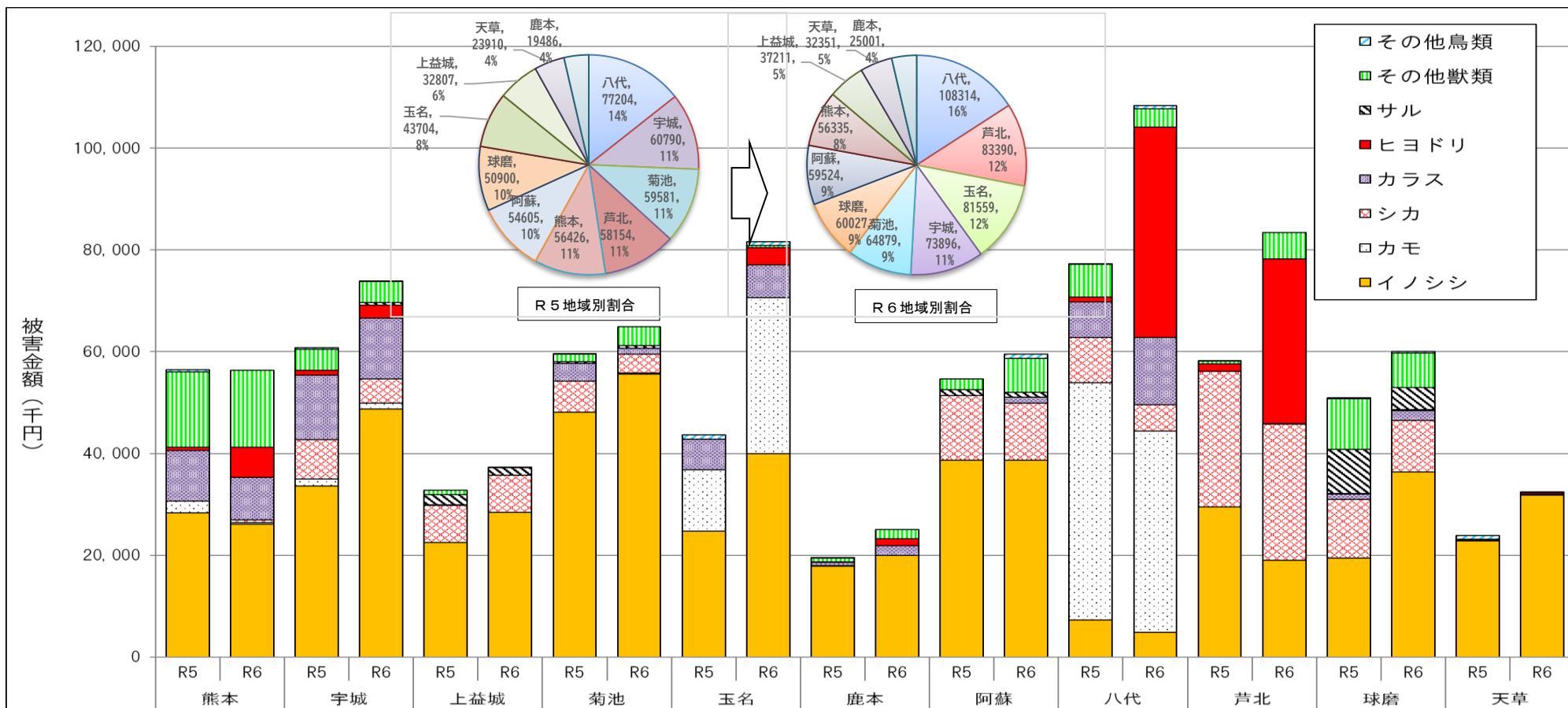
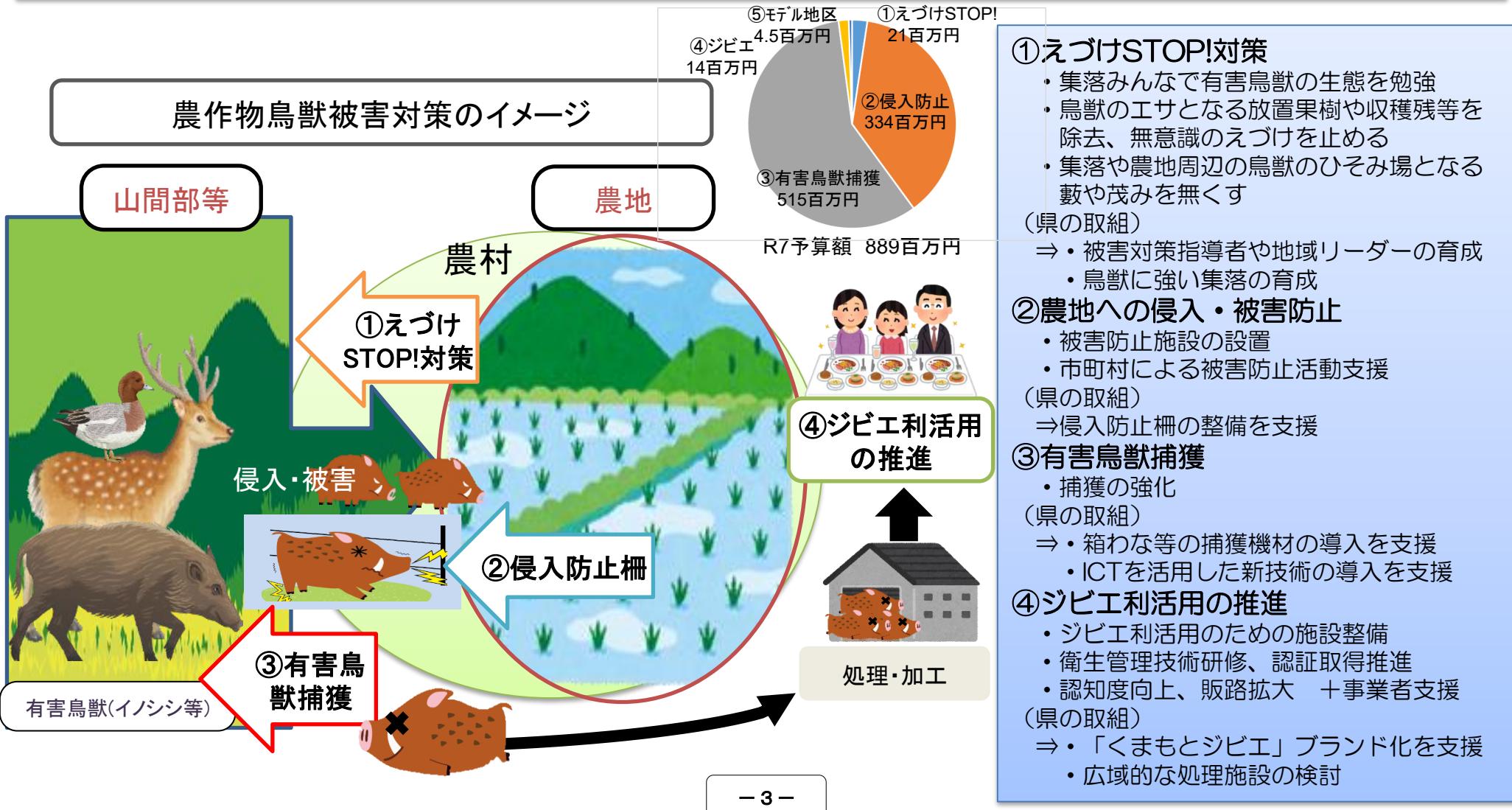


図4 地域別での被害額の推移(令和5年度→令和6年度)

(3) 熊本県における農作物への鳥獣被害対策の取組

むらづくり課

本県では、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理を行う、①「えづけSTOP!対策」を基本として、②「農地への侵入・被害防止」、③「有害鳥獣捕獲」、捕獲した鳥獣の④「ジビエ利活用の推進」の4本柱により、野生鳥獣による農作物被害防止と捕獲した鳥獣の利活用を推進しています。



(4) 地域一体となった鳥獣対策の推進

むらづくり課

○課題

農村部の高齢化や人口減少が進む中、鳥獣被害防止対策を効果的に進めていくためには、地域一体となった取組みやICT技術の導入を加速化する必要があります。

○国の方針

新たな食料・農業・農村基本法において、鳥獣害対策が明記されるとともに、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策を進めていくこととしています。

○県の取組状況

R7年度から、地域ぐるみで対策に取り組む地区をモデル地区として、ICT技術の活用やアドバイザー派遣など重点的に支援しています。今後はこの取組みの横展開を図り、被害軽減につなげていきます。

<地域ぐるみで対策に取り組む地区を重点支援>

【阿蘇市の取組み（R7年度）】

- ・県鳥獣対策アドバイザーを派遣し、地区住民みんなで鳥獣対策を勉強（23名参加、うち専業農家7戸）。
- ・集落点検マップを作成するとともに、住民みんなで実証圃場（水稻）に電気柵を設置（1.5ha）。
- ・その後の電気柵の管理等も地区として取り組んだ。



今年の水稻はイノシシの被害なく収穫完了！



<集落点検マップ作製>



<電気柵の設置・管理>

<ICT技術を活用した効率的・効果的な被害防止活動>

【山江村の取組み（R7年度）】

- ・くまもと水土里G I Sアプリを活用し「捕獲確認アプリ」を実証（説明会に17名の有害鳥獣捕獲者が参加）
- ・これまで捕獲者が紙で役場へ提出していた捕獲報告をくまもと水土里G I Sで報告し、システム上で管理



捕獲活動及び取りまとめ作業の省力化につながる



- 4 -

<くまもと水土里G I Sアプリ>



<捕獲報告アプリ>

令和7年11月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

3 営農継続に向けた取組みについて

農林水産部

宮農継続に向けた取組み

●令和7年9月末時点の菊池管内の農地転用面積 278ha

●これまでに関係農家は約94haの代替農地を確保(うち4.8haは県市町によるマッチング)。

【現在の取組み状況】

【代替農地の確保】マッチング支援の広域化・深化、農家同士の代替農地確保の加速化等に取組んでいる。

【畜産農家への支援】詳細な意向(~R7.2)に基づく全体構想を策定し、具体的な対策に向けた要望調査に取組んでいる。

I 農地確保対策

○マッチング支援

- 菊池地域4市町と周辺6市町村の約2,300筆の耕作放棄地情報等の状況調査を実施し、データベース化したうえで市町に提供済
- 各市町の地域計画や農地台帳の情報を新たに加え、地域計画のブラッシュアップを図るとともにマッチングの加速化(R7.7~)
- 農家同士の代替農地確保の加速化に向け、市町において整備要望を精査中(進入路拡幅等)であり、一部は、今年度の事業化に向けて検討中

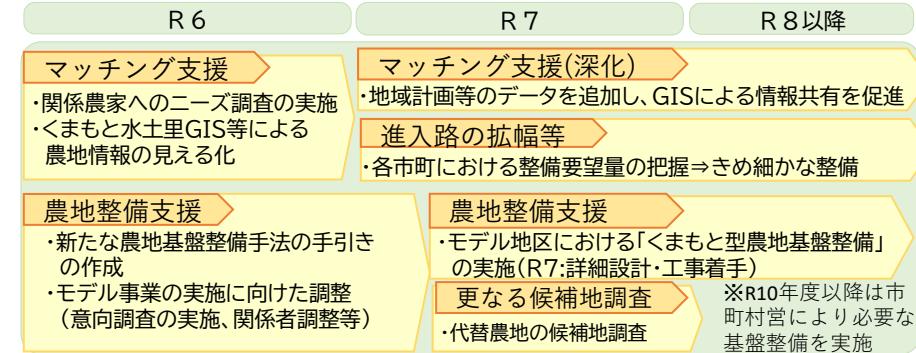
○農地の売買に係る適正な取引の推進

- 農地の売買契約や仮登記後の農地の管理が適正なものとなるようチラシによる注意喚起を実施 (R7.4)

○農地整備支援

- 旧大津牧場跡地での県営モデル事業の実施に向け、8月中旬に事業採択。年度内の工事着手を目指し、現在、詳細設計中 (R7.9~)
- 県営モデル事業の取組みや更なる候補地調査 (R7.7~) により、今後の市町村主体の切れ目ない基盤整備を後押し

【今後のスケジュール】



II 畜産農家の宮農継続対策

○実態意向調査

- 全体構想策定に向け、宮農実態や将来意向について菊池地域の畜産農家470戸にアンケートを実施 (R6.12~R7.2)。
- 農地減少や道路新設等により、自給飼料の確保への将来的な不安や家畜排せつ物の処理への危機感を抱いている。
- 一定数の規模縮小・廃業はあるものの、若い農家を中心に規模拡大志向があり飼養頭数は大きく変動しない。

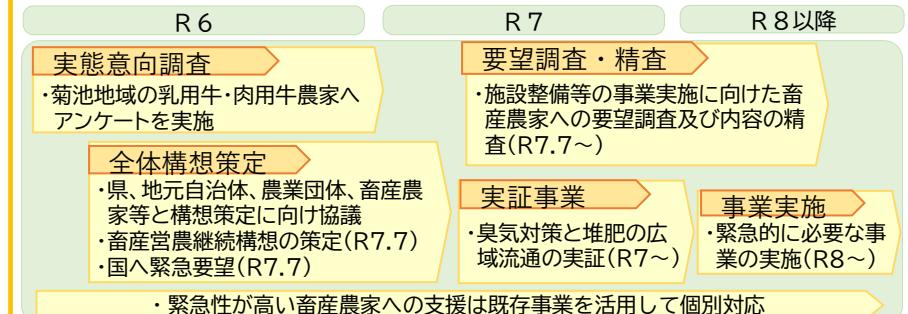
○家畜排せつ物処理に関する実証事業の実施

- スラリー散布時の臭気低減資材の活用、堆肥のフレコンバックによる広域流通の実証事業を新たに開始

○全体構想策定

- アンケート結果をもとに、地元自治体や農業団体、畜産農家と飼料作物の確保及び家畜排せつ物の処理利用等の課題について、今後の方向性や対策のため、「畜産宮農継続構想」を策定 (R7.7)。
- 構想を具現化するため、県・県議会・市町合同で国へ緊急要望 (R7.7)。

【今後のスケジュール】



令和7年11月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

4 令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランについて

農林水産部

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）

令和7年8月豪雨からの復旧・復興プランの主な内容（案）				
項目		主な課題	改善の方向性	3年間の主な取組み
1 被災者の救済・生活支援	1 生活の支援・住まいの確保	・被災者に対し丁寧な制度周知を行い、それぞれの意向に沿った生活・住まいの再建支援を図る必要がある。	・住まいの再建支援策の実施、「地域支え合いセンター」による支援体制構築等により、1日も早く被災前の生活を取り戻すための支援を実施。	・住宅の応急修理制度の活用促進 ・応急仮設住宅の供与 ・応急仮設住宅の入居者や在宅被災者の生活・住まいの再建支援 ・「地域支え合いセンター」の設置
	2 医療・社会福祉施設等の復旧	・早期復旧に向けた迅速な補助手続が必要。 ・被災した施設等の中には、垂直避難エレベーターや非常用自家発電が未整備又は老朽化している施設がある。	・被災した全ての医療・社会福祉施設等の復旧が速やかに完了するよう、実地調査の早期着手などの支援を実施。 ・老朽化した設備の更新を促進し、耐災害性の向上を推進。	・医療・社会福祉施設等の早期復旧 ・医療・社会福祉施設等の耐災害性向上の推進
	3 災害廃棄物の早期適正処理	・近年大きな災害を経験していない市町村では処理体制構築等の対応に係る負担が大きかった。	・平常時から、災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や、対応力の向上を推進。	・災害廃棄物の処理完了 ・早期適正処理に係る連携体制の構築 ・市町村の災害廃棄物に係る対応力の向上
2 産業復興支援	4 農林畜水産業者等への支援	・被害状況の早期把握に加え、被災現場のニーズに応じた短期、中長期的な支援策が必要。 ・被災農林漁業者が安定して事業継続できるような支援が必要。	・被災農林漁業者が速やかに事業再開ができるよう、ニーズに合った支援を実施。 ・災害に強い産地づくりに向けた、中長期的な支援の継続。	・緊急的に実施すべき生産現場における課題解決 ・いぐさ専用機械の修繕支援と再生産計画の策定 ・被災苗木生産施設や製材所等の復旧による林業者等の事業継続支援 ・あさり保護区等の復旧による漁場環境の改善 ・農林漁業者向け金融支援策等による事業継続支援
	5 被災中小企業者等の事業再建に向けた支援	・過去の大規模災害、新型コロナウイルス感染症に今回の災害が加わり、さらに物価高騰や大幅な販売上昇等の影響もあり、県内中小企業者の経営環境は極めて厳しい状況。	・再建を目指す全ての事業者が復旧を完了する。	・被災中小企業者等の資金繰り支援 ・被災中小企業者等の施設・設備の復旧支援 ・被災中小企業者等の販路の維持・確保支援
3 社会・産業インフラの機能回復	6 道路の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応や再度被災させない復旧、災害時の人流・物流における代替路の確保が必要。	・順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた、必要な箇所を改良復旧。 ・災害時の人流・物流における幹線道路ネットワークの強靭化。	・道路施設の早期復旧 ・高規格道路ネットワークの整備促進
	7 河川・砂防施設の復旧	・県内各地で発生した多数の被災箇所への対応。 ・今後の出水により、同様の災害が再び発生する恐れがあり、再度災害防止の取組みが重要。	・河川・砂防施設の早期の機能の回復。 ・再度災害防止の観点を踏まえ、必要な箇所については改良復旧や再度災害防止のための施設整備を実施。	・河川・砂防施設の早期復旧 ・再度災害防止のための砂防施設や河川の整備
	8 農地・農業用施設の復旧	・本復旧まで時間を要する箇所における排水機能の暫定確保など、二次被害防止策の強化が急務。 ・中長期的には、営農継続に向けた早期の復旧・復興と再度災害防止に向けた整備が必要。	・被災農業用排水機場については、湛水被害を防ぐため応急ポンプを設置し、強制排水体制を整備。 ・市町村による査定設計書の作成等の技術的支援を通じて、復旧工事の早期着手を促進。	・県営農地等災害復旧事業の実施 ・団体営農地等災害復旧事業の支援
	9 林道施設の復旧	・林道災害復旧事業においては、林道に至る市町村道等の復旧工事が先行する必要があるため、全災害箇所の復旧完了までに長期間を要する。 ・林業活動再開に向けたアクセス確保と、復旧事業の工程調整が必要。	・林道災害復旧事業の円滑な推進に向け、事業主体（市町村）が他所管の災害復旧事業と調整を図れるよう支援を行い、復旧工事の着実な進捗を促進。	・林道災害復旧事業の実施
	10 山地災害地の復旧	・熊本地震や令和2年7月豪雨の復旧事業では、工事の不調不落が多く発生しており、今回の復旧においても同様の事象が生じる懸念がある。	・現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進。	・災害関連緊急治山事業の実施 ・治山激甚災害対策特別緊急事業等の実施 ・単県治山事業（県営）の実施
	11 漂流物対策施設の復旧	・漂流物対策フェンスの倒壊、流失により、アサリ、ノリ漁場へ流木等が流入し、漁業活動に支障を及ぼす可能性が高いため、早急なフェンスの再設置が必要。	・漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁場環境の保全と漁業活動の安定化を図る。	・漂流物対策フェンスの再設置による漁場保全機能回復
	12 教育施設の復旧	・被災した学校施設等の早期復旧が必要。	・早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手する。 ・被災した学校からのニーズを的確に把握し、早期復旧を行う。	・学校施設の復旧 ・県立天草青年の家の災害復旧 ・私立学校施設等の災害復旧及び再度災害防止への支援
	13 文化財等の復旧	・国・県指定文化財の復旧を行う市町村等の負担が大きい。	・国・県指定文化財の着実な復旧のため、市町村の計画策定等を支援。	・市町村の状況を踏まえた必要な支援の実施 ・文化財レスキューの実施
	14 自然公園施設の復旧	・被災施設の復旧にあたっては、景観保全や文化的価値の保全に特段の配慮が必要。	・景観資源や文化財としての価値を維持しつつ、災害に強い施設復旧を実施。	・雲仙天草国立公園内施設の復旧 ・矢部周辺県立自然公園内施設の復旧
	15 肥薩おれんじ鉄道の復旧	・肥薩おれんじ鉄道の残された復旧工事の早期完了が必要。	・復旧工事の早期完了に取り組む。	・被災鉄道の早期復旧
4 防災・減災の取組み	16 被災地警察施設の復旧	・警察活動拠点となる上天草警察署松島交番が復旧工事の期間、使用不可能であるため、早期復旧が必要。	・治安維持に間隙を生じさせることがないよう移動交番車を配備し、交番機能を維持。 ・被害の大きかった地区へ防犯パトロールを強化。	・上天草警察署松島交番の復旧工事
	17 国土強靭化地域計画に基づく施策の推進	・自然災害の頻発化・激甚化に加え、局所的かつ突発的に発生するなど、災害の形態に変化がみられており、更なる国土強靭化の取組みが必要。	・今回の水害の経験も踏まえて、「熊本県国土強靭化地域計画」を改定し、本県における国土強靭化の取組みをこれまで以上に強力に推進。	・熊本県国土強靭化地域計画の改定 ・地域計画に基づく各種施策の推進
	18 浸水対策（内水氾濫対策含む）の推進	・近年の激甚化する災害に対して、ハード整備だけでは対応が困難であり、中長期の時間を要するため、ソフトを含めた総合対策の検討が必要。	「令和7年8月大雨による浸水被害に関する検討会」で県、市町村などで検討した結果を踏まえ、浸水対策に取り組む。また、市町村が取り組む内水氾濫対策を支援。	・河川整備や河川掘削等、ハード対策の実施 ・農地の浸水対策の推進 ・市町村への支援 ・流出抑制対策 ・早期避難につながるソフト対策の実施
	19 ボランティア確保対策強化	・発災当初において、必要人員の早期確保が必要。	・ボランティアの要請が多い初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図る。	・事前登録制度の整備 ・事前登録制度の周知、登録拡大 ・災害ボランティアセンター早期設置に向けた取組 ・ボランティアセンター間の調整に資する取組
	20 初動対応の検証	・避難所開設判断のばらつき。 ・情報収集ツールの多様化への対応。 ・LO（情報連絡員）の役割・任務の理解不足。	・線状降水帯発生予測情報を受けた対応ルールの策定検討。 ・スマホ・SNSなどツールの多様化に合わせた平時からの情報伝達強化の検討。 ・災害対応経験者派遣制度（仮称）の検討。	・線状降水帯発生予測情報対応ルール策定 ・ツールの多様化に合わせた情報伝達強化 ・災害対応経験者派遣制度（仮称）構築

令和7年11月熊本県議会定例会

農林水産常任委員会報告資料

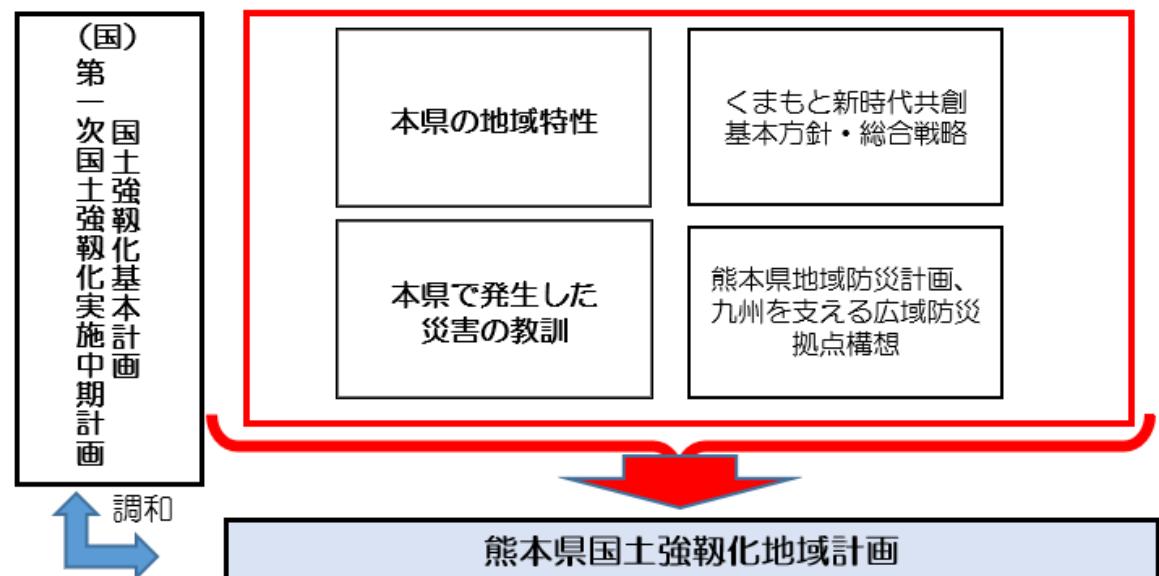
5 熊本県国土強靭化地域計画の改定について

農林水産部

熊本県国土強靭化地域計画（素案）【概要】

1 計画策定の趣旨・位置づけ

- 国において、平成26年（2014年）6月に「国土強靭化基本計画」が策定されたことを受け、本県においても、**平成29年（2017年）10月に「熊本県国土強靭化地域計画」を策定**。（令和3年（2021年）12月、令和2年7月豪雨の発生等を踏まえ改定）
- 国では、令和7年（2025年）6月に、現行の基本計画に係る中期的な実施計画である「第1次国土強靭化実施中期計画」を策定されたことから、**本県でも、近年の社会環境の変化や災害から得られた教訓等を踏まえ、地域計画を改定する**もの。
- これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、**ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備**するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強い熊本を目指す。



2 計画期間

今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び本県の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、**概ね5年ごとに**内容を見直すこととする。

3 基本的な考え方

（1）基本目標

- ① 県民の生命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も、被災された方々の痛みを最小化し、迅速な復旧・復興を可能にすること
- ⑤ 離島・半島や山間部を含む県土全体の安全を確保すること
- ⑥ 九州を支える広域防災拠点として機能すること
- ⑦ 経済安全保障における重要拠点として機能すること

（2）本県の地域特性

- 大雨や集中豪雨が発生しやすい気候特性
- 複数の活断層の存在
- 活火山の阿蘇山の存在
- 半導体をはじめとする産業の集積
- 広域防災拠点機能の集積 等

（3）本県における災害リスク

- 梅雨期の大雨や台風による風水害
- 複数の活断層による地震、南海トラフ地震
- 阿蘇火山噴火 等

（4）取り組むべき課題（脆弱性評価）

- ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備
- 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等
- 国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携
- 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携
- 特性を踏まえた土地利用の適正化
- 九州を支える広域防災拠点としての機能確保・充実

熊本県国土強靭化地域計画（素案）【概要】

4 強靭化の推進方針

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

＜主な施策＞

- 住宅・宅地・公共建築物・学校施設の耐震化
- 海岸保全施設の整備等
- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 「流域治水」の推進
- 内水氾濫対策の推進
- 山地・土砂災害対策の推進
- 既存盛土による災害の防止
- 農業用ため池等の維持管理・更新
- 防災訓練の実施
- 要支援者対策の推進
- 外国人に対する情報提供の配慮
- 迅速な避難のための体制整備等

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

＜主な施策＞

- 救助・救急ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 防災消防及び警察ヘリコプターの活用
- 自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制整備
- 民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備
- 災害時の医療体制の整備
- 避難所の体制整備
- 避難所等の保健衛生・健康対策
- 生活用水の確保
- ライフライン事業者との連携促進

3 必要不可欠な行政機能を確保する

＜主な施策＞

- 防災拠点施設等の耐災性の強化
- 警察施設の耐災性の強化
- 業務継続可能な体制の整備
- 自治体間の受援・応援体制の構築

4 経済活動を機能不全に陥らせない

＜主な施策＞

- 浸水被害の防止に向けた河川整備等
- 物資輸送ルートの確保等に向けた道路・港湾整備
- 空港の機能強化
- 渔港の防災対策
- 農業生産基盤の整備、保全管理
- 治山・砂防施設等の計画的な整備の推進
- 農地・農業用施設等の保全
- 国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備
- 事業者におけるBCP等策定促進

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

＜主な施策＞

- 社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路・港湾整備
- 交通ネットワークの確保に向けた鉄道・港湾整備
- 上下水道施設の耐震化等
- 通信手段の機能強化
- 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進
- 電力供給に向けた燃料供給体制の構築
- 長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築
- 従業員等の一斉帰宅抑制等の促進
- 上下水道BCP策定・充実

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

＜主な施策＞

- 被災者の住まいの確保と再建
- 文化財の防火・耐震対策
- 罹災証明書の速やかな発行
- 被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備
- 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備
- 復旧・復興を担う人材の確保
- 災害ボランティアとの連携
- 被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化

7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う

＜主な施策＞

- 広域防災拠点となる施設の耐災性の強化
- 迅速な災害対応に向けた道路・港湾整備
- 広域防災拠点となる施設の分散化
- 広域的な災害に対応するための連携体制の強化

5 改定スケジュール

- 令和7年12月 計画改定素案概要について、関係常任委員会へ報告
12月～ パブリック・コメント
令和8年 3月 計画改定・公表